

岩手県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成26年6月13日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 鶴住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鶴住居川水系鶴住居川改修工事（鶴住居川水門）（岩手県釜石市片岸町第8地割地内から同市鶴住居町第18地割地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しようとする 土地の面積	実地の状況	備考
岩手県釜石市片岸町 第8地割	29番1	田	922㎡	959.15㎡	959.15㎡	雑種地（一 時海没）	別図に赤色で 表示する部分

- 4 土地所有者の氏名及び住所 不明。ただし、登記名義人上田巳之松の法定相続人

氏名	住所
後藤 国子	釜石市新町10番9号 神幸ハイツ102
日野杉 洋	盛岡市東松園三丁目3番12号
日野杉 洋子	盛岡市東松園三丁目3番12号
土田 直美	宮城県仙台市青葉区八幡一丁目3番21-603号
上田 俊夫	遠野市松崎町白岩字畑中12番地1 雇用促進住宅1号棟307号室
上田 トシ	釜石市上中島町四丁目5番4号 上中島復興住宅1-212号
上田 孝一	東京都大田区大森東四丁目24番16号 琴栄荘 (現住所) 東京都八王子市寺田町169番地 ティール・スクウェア203号
久保 百合子	釜石市大字平田第7地割90番地11
水沼 和子	埼玉県所沢市大字荒幡967番地の2
千葉 美砂子	釜石市小佐野町四丁目1番3号
千葉 和彦	釜石市小佐野町四丁目1番3号
瀬戸 幸子	釜石市両石町第3地割40番地 (現住所) 釜石市上中島町三丁目4番 釜石市上中島町仮設団地14-6号室
瀬戸 隆司	釜石市両石町第3地割40番地 (現住所) 釜石市上中島町三丁目4番 釜石市上中島町仮設団地14-6号室
瀬戸 隆之	上閉伊郡大槌町大槌第15地割1番地11
瀬戸 剛	釜石市鶴住居町第12地割46番地4 ハイッ岩崎6号棟 (現住所) 釜石市甲子町第10地割87番地2 釜石市甲子町仮設団地A-2-2号室
瀬戸 功	東京都福生市南田園一丁目6番地3 田園コートエレガンスB-303号室
工藤 和子	宮城県仙台市泉区館二丁目3番地の2
佐々木 美喜子	宮城県仙台市泉区七北田字大沢明通21番地の1 セトルタウンⅢ番館201
上田 實	釜石市甲子町第10地割87番地2 釜石市甲子町仮設団地A-1-4号室
上田 正	釜石市片岸町第9地割71番地2
佐藤 味子	上閉伊郡大槌町吉里吉里四丁目2番53号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成26年6月5日

備考 「別図」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。